

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和4年(2022年)2月22日

山口県知事 村岡 嗣政

1 業務の概要

次に掲げる業務の委託

(1) 業務の名称

やまぐち創生テレワーク推進事業実施業務

(2) 業務の内容

コロナ禍を契機に、テレワークによる時間や場所にとらわれない「働き方の新しいスタイル」が普及し、企業においても、都市部の人口集中リスクを回避するため、地方へ従業員や会社機能を分散する動きが現れている。

こうした働き方や生活に対する社会全体の意識の変化と、地方移住への関心の高まりをしっかりと捉え、これを山口県への新たな人の流れへつなげていく必要がある。

このため、東京圏等都市部企業・就業者をターゲットとして、都市部の仕事を地方で行う「転職なき移住」に向けた「地方創生テレワーク」を進めるため、全国で初めて設置した山口県庁のモデルオフィスを核として、都市部からのテレワーカーの受入れを県内へ波及させる。

本業務は、モデルオフィスの管理・運営及び都市部企業・就業者に向けたPRを一体的に実施することにより、都市部のテレワーカーを本オフィスに受け入れ、山口県への移住の促進や関係人口の創出・拡大等を図ることを目的とし、山口県における「地方創生テレワーク」を先導的に推進する事業である。

(3) 履行期間

令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)まで

2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 山口県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第62号)に基づく資格審査を受けて、業務委託について入札参加資格を有する者であること。
- (3) この手続の開始の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

3 応募要項等の配布

令和4年2月22日（火）午後5時から3月14日（月）午後5時までの間、山口県総合企画部政策企画課のホームページに掲載するのでダウンロードすること。

掲載先URL <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10000/index/>

タイトル 「やまぐち創生テレワーク推進事業実施業務に係る公募型プロポーザルの実施について」

4 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

郵送、FAX又は電子メール送信によること。なお、FAX又は電子メールで提出する場合は、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

山口県 総合企画部 政策企画課 政策班

(3) 提出期限

令和4年3月3日（木）午後5時まで（必着）

5 提案書の提出方法、提出先及提出期限

(1) 提出方法

持参、郵送又は電子メール送信によること。なお、電子メールで提出する場合は、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

山口県 総合企画部 政策企画課 政策班

(3) 提出期限

令和4年3月14日（月）午後5時まで（必着）

6 審査

審査は、やまぐち創生テレワーク推進事業実施業務審査委員会において審査基準に基づき実施する。

7 その他

(1) この手続きの開始後に、2（2）に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和4年3月9日（水）午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(2) この手続きに参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(3) 詳細については、山口県総合企画部政策企画課政策班（電話083-933-2516、FAX 083-933-2088）に問い合わせること。